

中小企業経営者のための 意匠マニュアル

眠っているあなたの宝物、「カタチ」にしませんか？



はじめに

意匠とは、デザインのことです。皆さんは様々なものの新しいデザインの創作に日頃から苦労されていると思いますが、その優れたデザインも、意匠権として保護しなければ他人に模倣されても文句が言えず、せっかくの努力が水泡に帰してしまいます。

意匠権は特許権と同じように排他的独占権を持つ強い権利です。大手企業が外注先を変更しようとしたときに、外注先の中小企業がその部品の意匠権を持っていることを知って変更を諦めた事例もあります。

新製品や新しいサービスを開発する際に、意匠に限らず多くの知的財産が生まれます。この貴重な財産を他社の模倣から保護するには、それぞれを知的財産権として権利化する必要があります。

アイデアは「特許権・実用新案権」で、デザインは「意匠権」で、マーク・ネーミングは「商標権」で保護することができます。是非、有効な権利を取得するよう心がけて下さい。また、カタログやホームページ及びコンピュータ・プログラム等は著作権で自動的に保護されます。

当センターでは、中小企業の経営者の皆さんに気軽に読んでいただけるよう、なるべく分かり易く、そして事例を加えた“意匠マニュアル”を作成しました。

当センターでは、“意匠マニュアル”の他に“特許マニュアル”“著作権マニュアル”等も発行していますので、これらを活用して中小企業の持つ財産価値を更に高めていただければ幸いです。

1. 意匠について

知的財産権と意匠.....	1
意匠ってなんですか？.....	3
どんなものが意匠登録になるのですか？.....	5
意匠権の範囲はどうなっていますか？.....	6
意匠の類似はどう判断されますか？.....	7

2. 意匠登録について

意匠権はどのように取得するのですか？.....	9
出願前の意匠調査はどのようにしたらいいですか？.....	11
出願から登録まではどのように進めればよいですか？.....	13

3. 意匠特有の制度について

部分意匠とは……………	21
関連意匠とは……………	23
その他の制度について……………	24
— 組物の意匠、動き、変化のある意匠、秘密意匠、分割・変更出願、 画像デザイン、建築物の意匠、内装の意匠 —	

4. 中小企業の意匠出願戦略と権利活用

中小企業の意匠出願戦略はどのように行えばいいですか？……	31
意匠権はどのように活用したらよいですか？……………	33
他の知的財産権との関わりはどうなっていますか？……………	36
外国で意匠権を取るにはどうしたらいいですか？……………	39

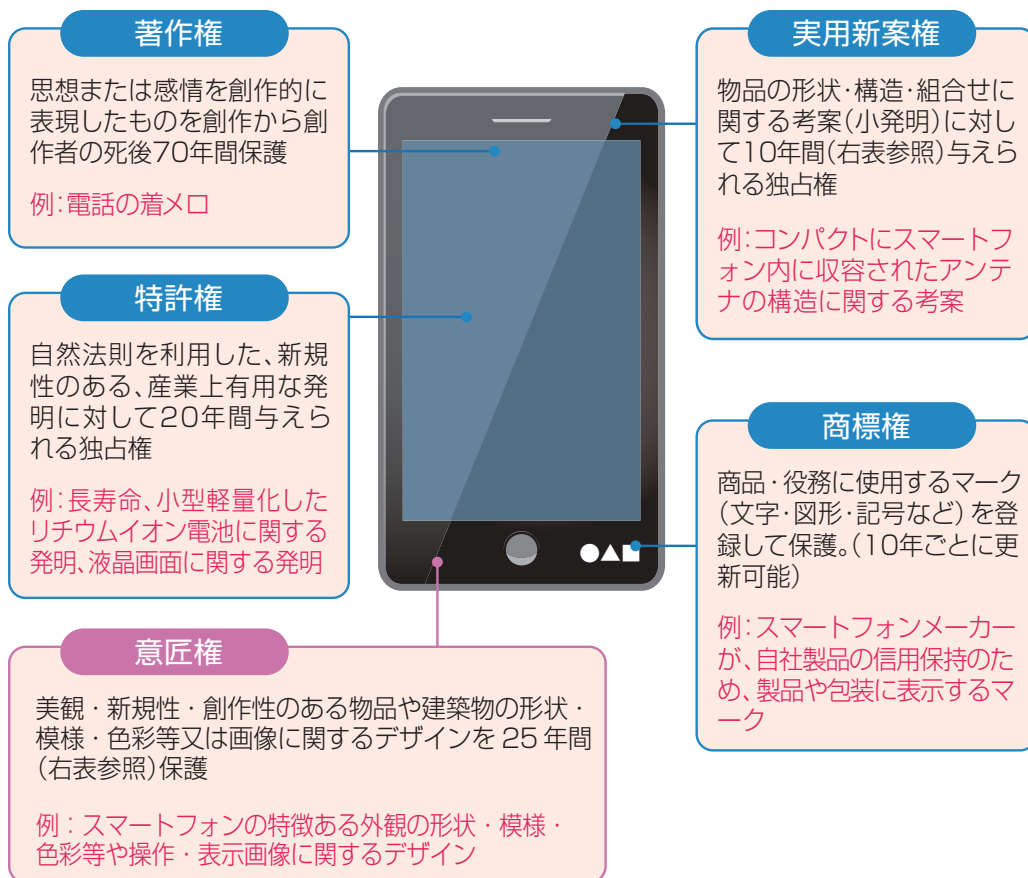
資料：知的財産関連機関リスト……………	44
東京都知的財産総合センターの事業内容……………	45

知的財産権と意匠

「知的財産」とは、人間の創造活動により生み出されるものをいいます。そして、それらの創作者に一定期間の専有する権利を与えて保護するのが「知的財産権」です。

具体的には、「特許権」・「実用新案権」・「意匠権」・「商標権」・「著作権」等をいいます。その中でも「意匠権」は、製品のデザインを保護するための権利です。製品のデザインは製品の顔ともいえるべきもので、製品の購入者の購買行動、所有に伴う満足度を上げる決定的因子となります。また、製品群のトータルデザイン(カラーコーディネートも含む)は、会社のブランドイメージも左右していくものなのです。

スマートフォンの中の知的財産権





多額の開発費用を投じ、製品を開発し、製品デザインを作り上げて、発売に及んでも、そのデザインについて「意匠権」を取得していないと、たちまちライバルから模倣したデザインの競合製品が販売され、自社製品の売り上げが落ちてしまうことも起こり得るのです。

「意匠権」は、特許制度と同様に早いもの勝ちです。一日でも早く意匠登録出願することが勧められます。

	種 別	対 象	上段：権利の発生	所管
			下段：権利の満了	
知的財産権	特許権	自然法則を利用した新規かつ高度な発明	登録	特許庁
			出願から 20 年	
	実用新案権	物品の形状・構造・組合せに関する考案	登録	
			出願から 10 年	
	意匠権	美観・独自性ある物品や建築物の形状・模様・色彩等や画像に関するデザイン	登録	
			出願から 25 年 * 2007.4.1～2020.3.31の出願については、登録から20年 * 2007.3.31以前の出願については、登録から15年	
	商標権	商品・役務に使用するマーク	登録	文化庁
			登録から 10 年 (登録更新可能)	
知的財産権	著作権	思想又は感情を創作的に表現したものであり、文芸・学術・美術・音楽の範囲に属するもの (コンピュータ・プログラムを含む)	著作の時	文化庁
			著作者の死後 70 年 法人著作や映画は公表後 70 年	

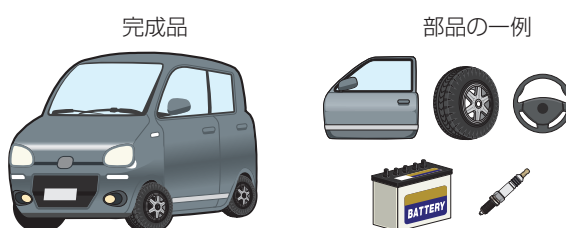
意匠ってなんですか？

意匠とは、デザインのことですが、意匠法ではあらゆるデザインを保護するのではなく、「意匠とは、物品の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下、「形状等」という。）、建築物の形状等又は画像であって、視覚を通じて美観を起こさせるもの」とされています。なお、「物品」とは、製品のことをいい、物品・建築物・画像の一部分も保護の対象となります（「部分意匠」の項参照）。

1 物品・建築物・画像の意匠（デザイン）であること

意匠は、具体的な物品・建築物・画像（以下、まとめて「物品等」といいます）に関するデザインのことです。未だ何の物品等に展開するか決まっていないデザインは保護の対象とはなりません。物品等であれば完成品に限らず、独立して取引されれば、「部品」も対象となります。実務上、これらを「完成品意匠」や「部品意匠」といいます。

自動車の例



次のデザインは、「物品等」ではないため保護の対象とはなりません。

- ・液体、気体
- ・タイプフェイス（文字デザイン）
- ・シンボルマーク
- ・打ち上げた花火（花火玉は物品に該当）





2 物品等自体の形状等で、視覚性があること

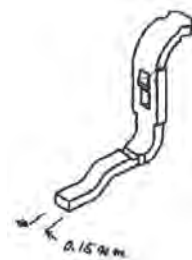
「物品等」であるとしても、それ自体のデザインでなくてはならず、視覚で捉えられるものである必要もあります。以下のようなものは、保護の対象ではありません。

- ・ネクタイの結び目（ネクタイ自体の形態（デザイン）ではない）
- ・砂糖のような粉状体（角砂糖は対象になる）
- ・水などの分子構造（視覚で捉えられない）

視覚性

1 mmに満たない微細なものであっても、取引に際して、拡大鏡で観察する、拡大図を仕様書等に掲載することが通常である場合、視覚性を認め意匠登録の対象となり得るとの判断がなされました。

（H 17（行ケ）第 10679 号；コネクター事件）



3 工業上利用できる意匠であること

登録されうる意匠として、「工業上利用できること」が必要です。大根のような農作物や、一品生産で反復製造できないもの、芸術家が制作する置物などの純粋美術品は工業性がないと判断されています。

どんなものが意匠登録になるのですか？

意匠制度も、特許庁が管轄し、出願、審査の上登録される点では特許制度に近い制度です。従って、以下のような登録されるための要件があります。

1 新規であること（新規性）

意匠出願の前に、国内外において展示会、製品発表・販売をした意匠、国内外に出回った刊行物（新聞・雑誌、登録意匠公報（自ら先に出願したものも含む）など）に載っている意匠、国内外でインターネットで公表された意匠（以下併せて「公知意匠」といいます）ではないこと。公知になった意匠と類似する意匠も新規性はないとされます。尚、これには新規性喪失の例外の規定がありますが、それについては 17～18 ページで説明します。

2 容易に創作できた意匠でないこと（創作非容易性）

公知意匠から、容易に創作することができた意匠は登録されません。物品が異なっても、単に他の意匠から写し取るだけでは創作力を要しないと判断されます。例としては、ピーマンの形状をそのまま表した文鎮とか、エッフェル塔を模しただけの置物などが挙げられます。

3 最先の出願であること（先願主義）

自分の出願より先に別の意匠出願（先願の意匠といいます。）がなされ、自分の出願の意匠が先願の意匠と同一又は類似であった場合、もしくは自分の出願の意匠と先願の意匠の一部と同一又は類似である場合は、登録されません。（新規性喪失の例外 17～18 ページ、部分意匠 21～22 ページ、関連意匠 23 ページには自分の出願同士の場合が説明されています。）

4 意匠が具体的なものであること

意匠は、図面などで出願しますが、その形状等が明確に把握できるように記載されていないと登録になりません。また、物品等の使用目的、使用の状態等が不明確なものも登録になりません。

5 一意匠一出願であること

意匠は、組物の例外（24 ページ参照）を除いて、対象とする一つの物品に一つの意匠について出願することになり、一意匠（一物品）でないと判断されれば、登録にならず、意匠の分割等が必要となります。

ただし、2021 年 4 月からは、一意匠一出願の原則は維持しつつ、手続きとしては複数の意匠をまとめて一つの願書で出願できるようになりました。

意匠権の範囲はどうなっていますか？

意匠権者は意匠を独占的に実施することができます。

先ず、登録された意匠権の、権利範囲を示します。

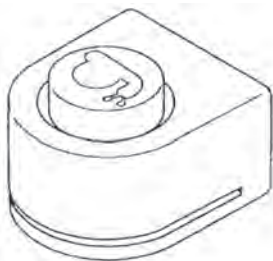
物 品 等	形 状 等 （ デ ザ イ ン ）			
		同 一	類 似	非 類 似
	同 一	○	○	×
	類 似	○	○	×
	非 類 似	×	×	×

上の表から、形状等（デザイン）の類似と共に物品等の類似も権利範囲を規定する重要要素であることが判ります。物品等の類似とは、「機能および用途が共通しているもの」を言うと言われています。しかし、用途が共通していれば、機能が異なっても類似物品とされます。例えば、シャープペンシルとボールペンは、その機能は異なっても、筆記用具という用途では共通しているため類似物品とされます。



逆に、用途が異なるものは非類似物品となります。例えば、自動車とおもちゃの自動車は非類似物品です。非類似物品であれば、次の例のように別の意匠権として登録されます。

パンチおもちゃ



意匠登録番号
第 715139 号

事務用パンチ



意匠登録番号
第 726576 号

次の意匠の関係では、特徴部分が共通していても非類似物品として扱われています。

完成品意匠 — 部品意匠
組物意匠 — 組物の構成物の意匠

意匠の類似はどう判断されますか？

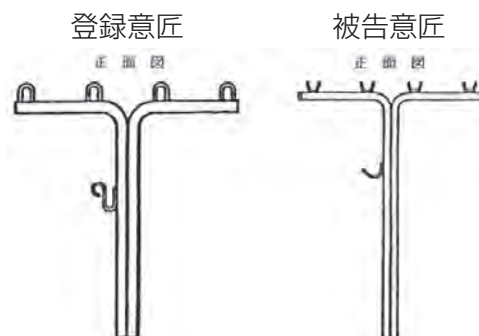
意匠の類似・非類似は、出願が登録になるか否か、登録意匠権により後追いの他社品を侵害と言えるかどうかを決定づけるものですが、その判断、特に意匠の形状等（デザイン）の類似判断は、基準も判りにくく、難しいと言われています。

以下に、一般的な判断手法と言われるものを示します。

- ① 需要者の判断を基準とする
- ② 全体観察により総合判断される
- ③ 見易い部分は重要視される
- ④ ありふれた部分は、軽視される
- ⑤ 外観で判断し、観念は見ない
- ⑥ 大小の違いは通常軽視される
- ⑦ 材質の違いは軽視される
- ⑧ 機能、構造、精度、質感は外観に現れない限り無視される
- ⑨ 色彩の違いは通常軽視される

■実際の類否判断例をいくつか示します。

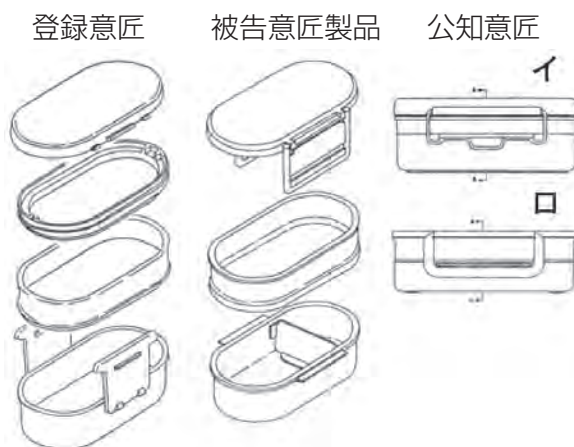
右図は、物干用竿掛けの例ですが、裁判所は登録意匠の5つの竿掛部の配置関係などを要部と認定し、被告製品を類似する、即ち侵害すると判断しました。





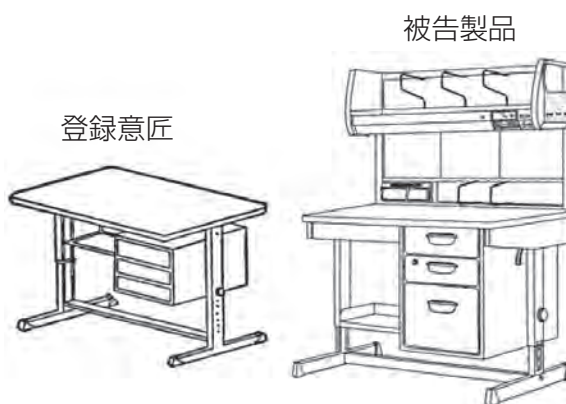
次の図は、弁当箱の例です。

登録意匠と被告製品を見ると一見よく似ているようですが、裁判所は公知意匠イ、ロも参照して、非類似であると判断しています。登録意匠の要部の認定の1つとしては、引掛け具がT形状の板片であり、それを係止する長いリブがあることを上げ、被告製品と異なると判断しています。



次の図は学習机です。

登録意匠は抽出を有する机部分ですが、被告製品は机部分に本立て部分を結合しています。裁判所は、机部分の意匠は異なるとの印象を与えるものではない、被告製品は登録意匠を利用するものであると認定し、侵害すると判断しました。



実際の意匠の類否判断は、肉眼をもって両意匠を対比観察し、時間を置いたり、離れた位置に両意匠をおいて観察して類似かどうか判断されます。上記の基準以外にも、関連する公知意匠のありようで、かなり影響されるものとなります。侵害か否かの重要な判断には、意匠に深い経験のある弁理士に相談する等、慎重に行ってください。

意匠権はどのように取得するのですか？

意匠は特許庁に出願をします。意匠制度には、特許のような審査請求制度はありません。従って出願されたものは全て審査され、拒絶理由のないものは、登録査定されます。その後、登録料を納付することにより意匠登録されます。意匠権の存続期間は、出願の日から25年です（ただし、2007年4月1日から2020年3月31日までの出願は、登録の日から20年、2007年3月31日以前の出願は、登録の日から15年です）。

1. 先行意匠調査

特許庁関連団体のJ-Plat Pat（11 ページ参照）などを利用して、先行して登録された意匠公報を調査します。

2. 意匠登録出願

登録したい意匠の図面などを付けて、願書の特許庁に提出します。

3. 審査

特許庁審査官が、出願された意匠を登録すべきか、拒絶すべきかを審査します。意見書・補正書の内容も吟味します。

4. 拒絶理由通知

審査官が判断し、意匠登録できない場合は理由を明記して通知してきます。

5. 意見書・補正書

審査官の判断に対する意見を書面で提出したり、願書や図面を直すために（手続き）補正書を提出します。提出できる期間が指定されますので、注意してください。

6. 登録査定・拒絶査定

審査の結果、意匠登録してもよいと判断された場合は登録査定、先の拒絶理由が解消されない場合は拒絶査定となります。

7. 拒絶査定不服審判請求

拒絶査定が確定すると権利化できません。これに不服であれば審判請求します（審判官が判断します）。

8. 設定登録

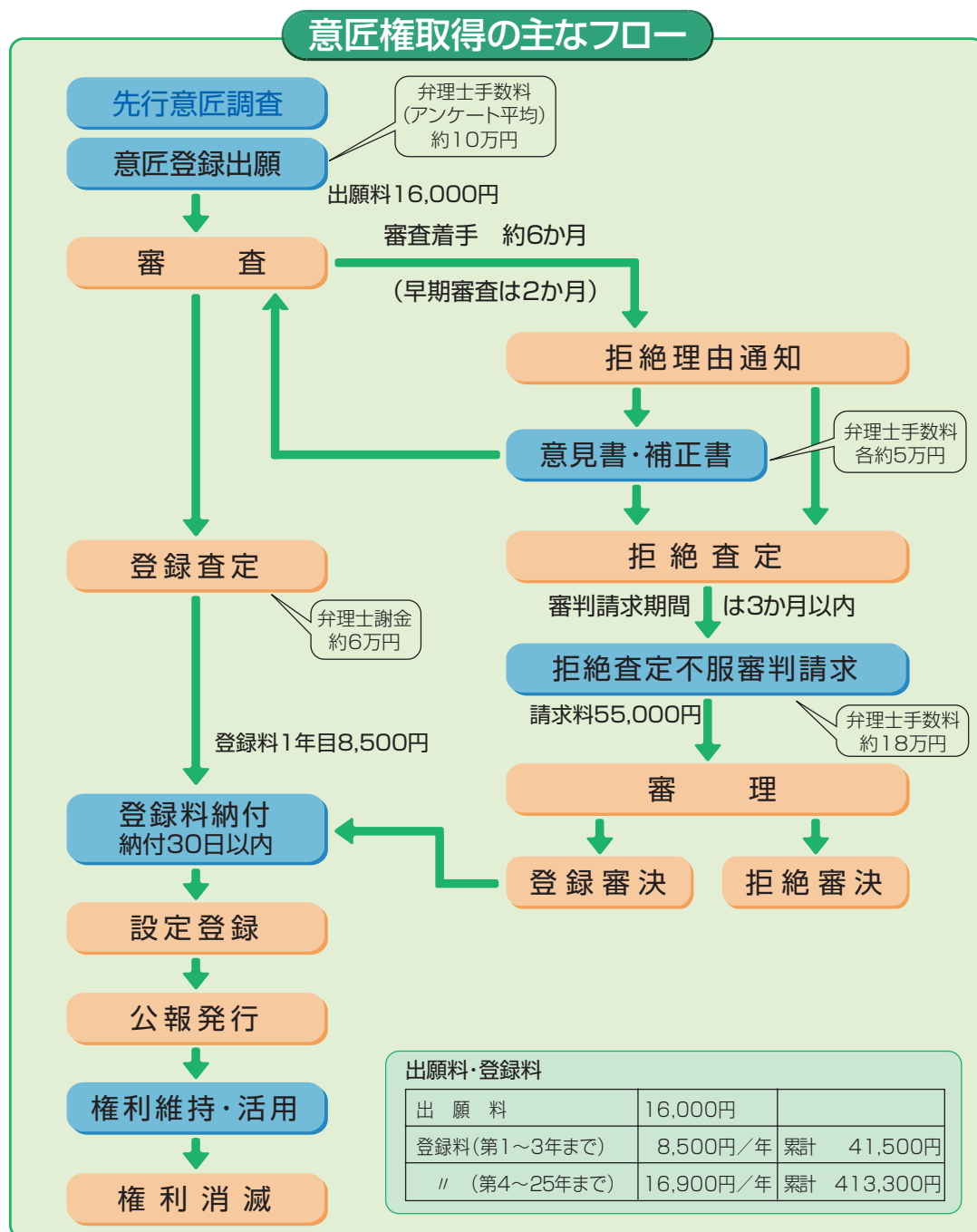
特許庁の登録査定・登録審決に対して、30日以内に登録料（少なくとも第1年目分）を納付することにより、意匠登録され、意匠権の活用が可能となります。なお、登録料を納付しないと、出願却下となり、出願がなかったものとされます。

9. 意匠公報発行

設定登録された意匠は公報が発行され公表されます。意匠は出願中に公開公報などで公表されないため初めての公表となります。

10. 権利維持

意匠権を維持するには、8で納付した登録料以降の登録料を期限内に納付します。この期限管理は重要ですので、注意が必要です。



注：特許庁費用：2024年4月1日現在のものです。変更される場合がありますので事前に確認してください。
 弁理士手数料（日本弁理士会アンケート結果）：弁理士によって異なりますので、事前に確認してください。

出願前の意匠調査はどのようにしたらいいですか？

これからデザイン活動に入る際、意匠登録出願を検討する際、あるいは自社・他社の意匠権の権利範囲を確認する上で、先行意匠調査は欠かせません。

意匠公報は、毎年約 3 万件発行され、特許庁関連団体の特許情報プラットフォーム「J-Plat Pat」に収載されております。



・ J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）
<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

出典：（独法）工業所有権情報・研修館「特許情報プラットフォームの紹介」

・ 主な検索メニュー

1. 意匠検索

日本意匠分類／Dターム（現行・旧）での検索及び 2000 年以降に発行された意匠公報は物品の名称や物品の説明を指定して、テキスト検索ができます。その他の書誌的事項（意匠の説明・出願人／権利者・創作者等）でもテキスト検索が可能。また、検索オプションで公報発行日・出願日・登録日等で範囲指定もできます。

2. 意匠番号照会

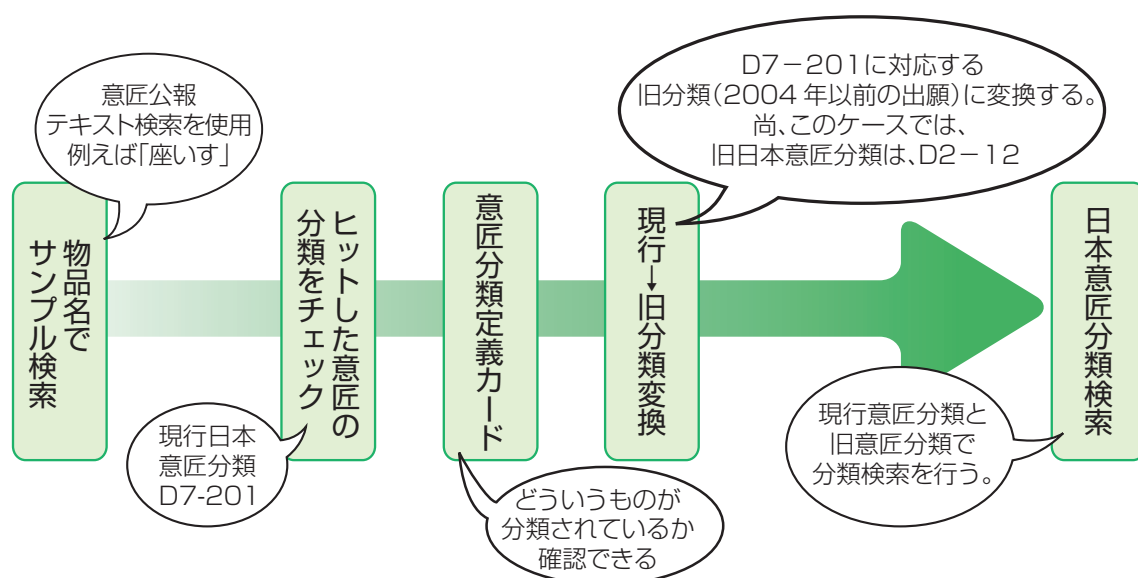
意匠に関する番号（出願番号・登録番号等）がわかっている場合に利用

3. 意匠分類照会

上記「1. 意匠検索」で使用する日本意匠分類／Dターム（現行）を調べるために利用



関連する意匠を一通り調査するには、意匠分類検索が適していますが、調査する意匠分類に不慣れであれば、J-Plat Pat で以下の手順で確認します（2005 年に分類が改正されているので注意）。



J-Plat Pat の使い方は当センターの知財相談を利用されるか、または当センターで定期的に行っている特許情報調査セミナー（意匠検索編）がお勧めです。このセミナーは各自パソコンを操作しながら使い方を説明しています。



*当センターでは定期的の特許情報調査セミナーを開催しています。
ホームページ(<https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/>)をご覧ください。

出願から登録まではどのように進めればよいですか？

1 願書の書き方

意匠登録出願は、意匠登録願（以下「願書」と言います。）に図面を添付して行うのが基本です。下の願書記載例をご覧ください。

記載は全角文字（数字や記号も含む）を使用してください。

特 許 印 紙	特許印紙に割り印をしてはいけません。 収入印紙は認められません。
(16,000円)	
【書類名】	意 匠 登 録 願
(【整理番号】)	D E - 0 0 1
(【提出日】)	令 和 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日
【あて先】	特 許 庁 長 官 殿
【意匠に係る物品】	〇 〇 〇 〇 〇
【意匠の創作をした者】	
【住所又は居所】	東 京 都 千 代 田 区 霞 ヲ 関 1 丁 目 3 番 1 号
【氏名】	経 産 太 郎
【意匠登録出願人】	
(【識別番号】)	5 0 2 1 0 5 6 3 8
【住所又は居所】	東 京 都 千 代 田 区 霞 ヲ 関 3 丁 目 4 番 3 号
【氏名又は名称】	デ ザ イ ン 創 作 株 式 有 限 公 司
(【代表者】)	意 匠 次 郎
(【国籍・地域】)	【氏名又は名称】が外国人の場合は記載します。た だし、【住所又は居所】の欄に記載した国と同一の 場合は【国籍・地域】の欄は不要です。
(【電話番号】)	0 3 - 3 5 8 1 - 1 1 0 1
【提出物件の目録】	
【物件名】	図 面 1
(【意匠に係る物品の説明】)	その物品等の使用の目的、使用の状態等物品の理解を 助けることができるような説明を記載します。
(【意匠の説明】)	
形状等の一部又は全部が透明である場合、形状等が変化する場合、大きさの記載を必要とする場合 等の説明を必要とする場合に記載します。また、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法や、 記載した図をそれと同一又は対称である図の記載に代える場合にその旨を記載します。	

※丸っこ（【】）の欄に記載したときは、丸っこ（）を削除してください。記載しないときは（【】）の欄は不要です（削除してください）。

出典：(独法) 工業所有権情報・研修館 HP より



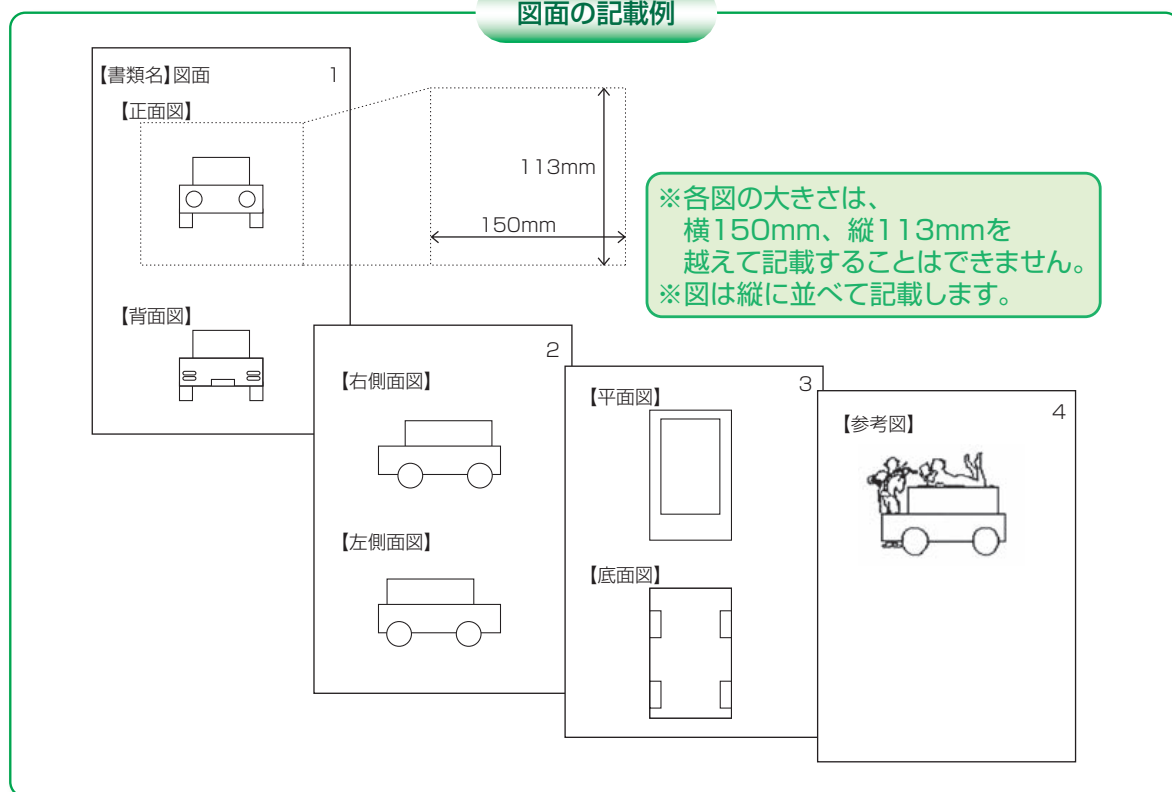
2 図面の書き方

図面は、物品等の形状等が正しく理解されるよう、定められた作図方法（通常、「正投影図法」）で各図同一縮尺で作成し、意匠を明確に表すために十分な数の図を記載します。斜視図、使用状態図、断面図、展開図などは意匠を理解してもらうために適宜付けます。

各図矛盾のない正確な図面にします。正確な図面でないと、権利解釈でも不利益が生じる恐れが大きくなります。また、意匠の審査官は図面を見る専門家ですので、図面の不一致等はすぐに指摘されます。

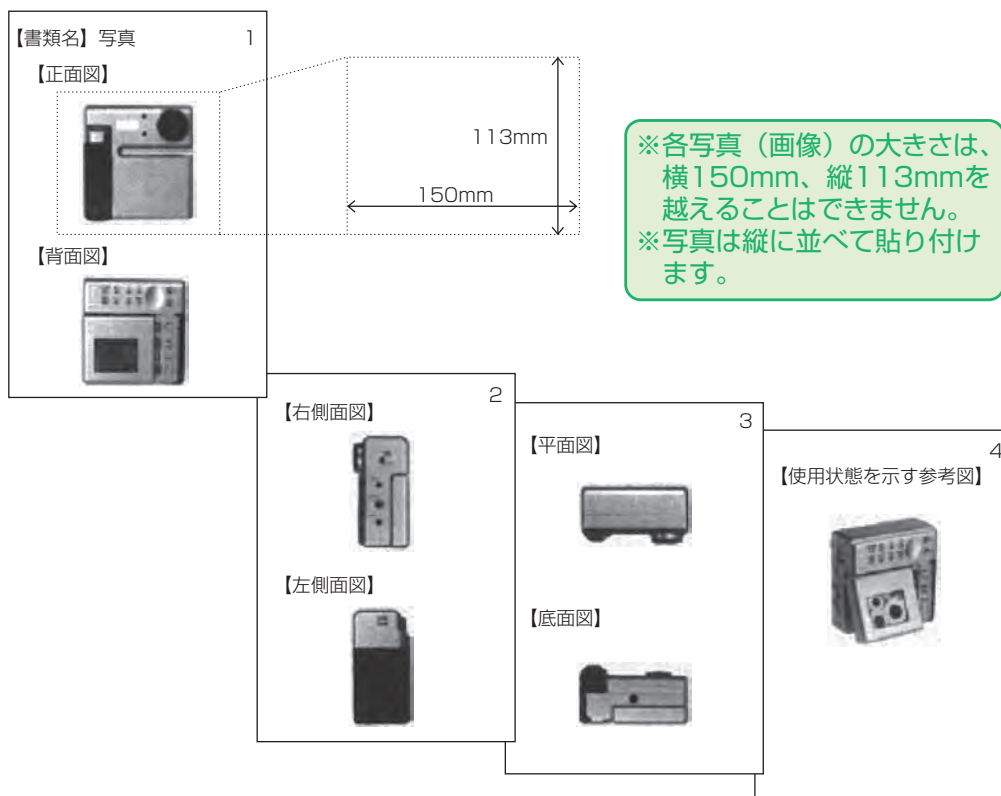
なお、写真やコンピュータグラフィックス（CG）を図面に代えて使うことができますが、各写真やCGを同一縮尺で正確に表したものがが必要です。

図面の記載例



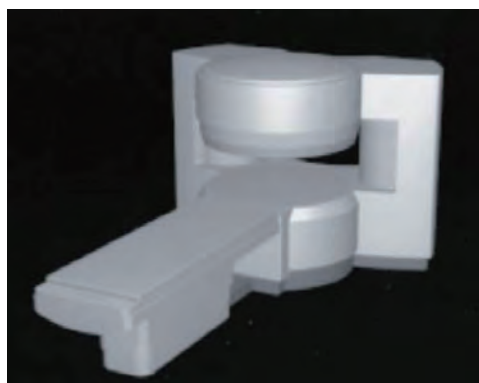
出典：（独法）工業所有権情報・研修館 HP より

写真による図面代用例



出典：（独法）工業所有権情報・研修館 HP より

CG による図の記載例



出典：（独法）工業所有権情報・研修館 HP より

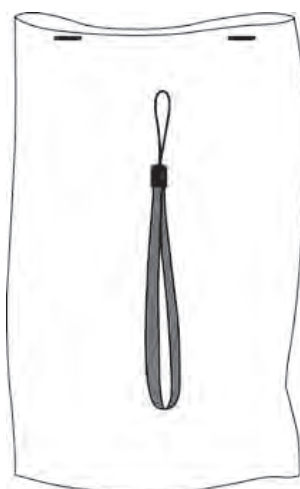
3 見本出願

意匠は、図面に代えて見本やひな形で出願することも可能です。見本は意匠登録を受けようとする意匠そのものであるのに対して、ひな形は材質や大きさを変えて作られた模型です。見本などは、厚さ7ミリ以下、大きさは26×19センチ以下とされており、A4の紙に丈夫な袋を貼り、その中に見本などを収めます。見本などが、布地、紙地であれば折りたたんで収めて提出します。

見本出願などは中小企業では、図面作成の負担を軽減するのには適していると思われます。

見本の事例

【書類名】 見本



意匠登録出願人 氏名(名称)	○△	出願番号	
意匠に係わる物品	携帯電話用 ストラップ	出願日	

出典：特許庁 HP より

相談事例から

私は、プラスチックの板を機械彫刻により加工し、美しいプレートを製作しています。こうした製品を何らかの知的財産権で保護することは出来るでしょうか。

知財センターの対応

プレートは何種類にもなり、また、相談者はかなりご年輩で図面を作成するのも避けたいとのことでした。そこで代表的なプレートを見本にして、意匠出願するようにお勧めしました。なお、これは無事に意匠登録されました。

4 特徴記載書

出願の意匠の特徴、例えばデザインの意図などを詳しく説明したい場合、別紙で特徴記載書を提出できます。この記載については、意匠の権利範囲を判断する際に考慮しないと施行規則で決められており、必ずしも提出しなければならないものではありません。

5 出願等の費用

特許庁に納付する出願料等は次の通りです。

出 願 料	16,000 円	
登録料（第 1 ～ 3 年まで）	8,500 円／年	累計 41,500 円
// （第 4 ～ 25 年まで）	16,900 円／年	累計 413,300 円

2024 年 4 月 1 日現在のもので、変更される場合がありますので事前に確認してください。

なお、弁理士に出願を依頼した場合、弁理士によって額は異なりますが、アンケートによる平均では、出願時 1 件約 10 万円、登録になると成功謝金約 6 万円を請求されるようです。

6 新規性喪失例外の出願

出願前に意匠を公表すると、新規性が喪失し日本のみならず外国における権利化が原則としてできなくなり、模倣品などに権利主張できなくなります。日本の意匠法では「新規性喪失例外の出願」を認めています。例えば、展示会や製品発表・販売してから 1 年以内であれば出願することができます。新規性喪失例外の出願をするには、願書に特記事項の記載や出願後 30 日以内に証明書を提出しなければならないので注意が必要です。

なお、日本における新規性喪失例外の出願ができたとしても世界中において新規性を喪失した事実には変わりはありません。外国においても新規性喪失例外の出願を認めている国もありますが、条件が厳しい場合もありますので、弁理士などに相談されることをお勧めします。

願書作成例

【書類名】 意匠登録願
 【整理番号】 ……
 【特記事項】 意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願
 【提出日】 令和 年 月 日
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【意匠に係わる物品】 ……
 【…】 ……
 【…】 ……
 【…】 ……

願書に、【特記事項】の欄を設けて、当該規定の適用を受けようとする出願である旨明記します。

なお、当該欄は、出願時に明記し忘れた場合、後から加えることができません。その場合、当該規定の適用を受けることができなくなりますので、十分注意してください。

証明書・提出書作成例

【書類名】 新規性の喪失の例外証明書提出書
 【提出日】 令和 年 月 日
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【事件の表示】
 【出願番号】
 【提出者】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【提出物件の目録】
 【物件名】 新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書 1

- 意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書
- 公開の事実
 - 公開日
 - 公開場所
 - 公開者
 - 公開意匠の内容(意匠の写真等を添付する)
 - 意匠登録を受ける権利の承継等の事実
 - 公開意匠の創作者
 - 意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者(行為時の権利者)
 - 意匠登録出願人(願書に記載された者)
 - 公開者
 - 意匠登録を受ける権利の承継について(①の者から②の者を経て③の者に権利が譲渡されたこと)
 - 行為時の権利者と公開者との関係等について
- (②の者の行為に起因して、④の者が公開をしたこと等を記載)

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇日
 出願人〇〇〇 ㊤

2017年3月の意匠審査基準改定により、出願人本人による証明であっても、証明事項に一定の証明力があると認められます。ただし、可能な限り、記載した事項が事実であることを裏付ける資料を添付してください。

公開の事実の客観性を高めるために、従前通り、出願人以外の第三者による証明書の提出も可能です。

出典：特許庁 HP より

相談事例から

ある工芸士が、伝統工芸技術で製作した作品を区の展示会に出展したところ、評判も良く、賞もいただいたので意匠権を取れないかと相談に来られました。

知財センターの対応

幸い、展示会は2、3か月前とのことでしたので、新規性喪失の例外の意匠出願のやり方を説明し、また、見本による出願をすることが出来ました。展示したことの証明は、展示会の主催者による証明書の入手が難しかったため、証明すべき事項が掲載されたその展示会のパンフレット等を客観的資料として添付して証明書を作成しました。

7 早期審査

意匠は、出願から約 6 か月で審査が着手されます。

しかし、下記のケースで権利化を特に急ぐ場合は早期審査に関する事情説明書を提出することで、平均 2 か月で審査結果の通知がなされています。

- (1) 権利化を急ぐ実施関連出願（ライセンス、警告があるなど）の場合
- (2) その意匠を外国へも出願している場合

8 模倣品対策のための早期審査

第三者が許諾なくその意匠を実施しているのが明らかな場合、申請により 1 か月以内に一次審査結果の通知がなされます（面接で事情説明を行ない、選定されることが必要です）。

9 拒絶理由通知がきたら

審査が始まり、願書や図面の不備、公知意匠と類似するという判断がなされると、特許庁から拒絶理由通知書が送付されます。応答の期限は通常 40 日以内なので、遅れずに応答しましょう。公知意匠と類似すると判断されたときは、意匠の特徴と思われるポイントが異なる点等を主張します。また、サンプルを持参し、審査官と面接して説明することは、効果的な場合があります。

相談事例から

カメラに取り付ける部品を弁理士を使わず意匠出願された B 社が特許庁から拒絶理由通知（先行公知意匠と類似するという理由）を受け取り、これへの対処方法を相談に来られました。

知財センターの対応

引用された公知意匠とは、いくつか違いが見られたので、その点を主張する意見書の作成と、特徴のある形態を有していることを審査官に面接して、実物を示して説明するようお勧めしました。面接の効果があったのか、意匠登録出来ました。

10 登録査定がきたら

30 日以内に、第 1 年分以上の登録料を納付します。登録料を納付しないと、意匠権は発生しないだけでなく、公報も発行されず、先願権もなくなります。また、登録後の権利を維持する場合は、次の年度に入る前までに次の年の登録料を納付します。

コラム

こんな方法もある 自己の創作意匠であることの証明

意匠出願して、25 年間登録を維持すると、1 件につきトータル 41 万円強の費用が見込まれます（弁理士への支払いは別）。意匠権という独占権までは必要としないものの、自己の創作した意匠であることを証明したい場合は、公証人に確定日付の証明をしてもらうことができます。これらは、スケッチ、写真等でも可能です（確定日付は約 1,000 円で利用できます）。

相談事例から

私は、数十点の工芸的装飾を施した装身具をデザインしてきました。これらのデザインを勝手にコピーされないようにする手段はないのでしょうか。

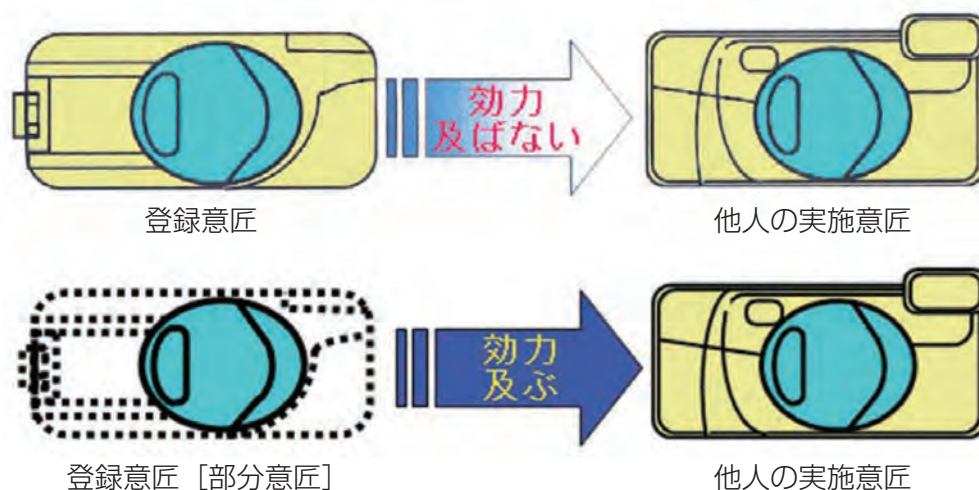
知財センターの対応

工芸品的な装身具は一般的には、著作権の保護は及ばないとされるケースが多いようです。一点一点の意匠権の取得は考えられますが、わずかな数量の製造であるとのことなので、意匠出願のコストを考えると、あまりお勧めできないと思われます。そこで、権利取得ではありませんが、自分の創作デザインである証しとして、日本デザイン保護協会への創作デザインの寄託があり、デザイン集を公証人による公証や文化庁への登録（デザイン集としての著作権登録）をすることもできるとアドバイスしました。

部分意匠とは

意匠は、物品等全体の形状等が権利の判断材料となるため、特徴的な部分がほぼ同一でも、他の部分の形状等（デザイン）が異なれば、権利侵害と言えない場合が出てきます。下の図面は、特許庁の部分意匠の説明用のものですが、通常在意匠権では限界がありますが、部分意匠により広く強く保護しようとするものです。

部分意匠をより有利に活用するには、意匠の特徴部分で、他社が容易に変更しにくい部分を取り上げて出願すると良いでしょう。



特許庁 HP より

図面の場合は、部分意匠として登録を受けたい部分を実線で描き、他の部位は点線で描くことが多いです。写真やひな形などの場合は、部分意匠として登録を受けたい部分以外を着色して特定することが多いです。部分意匠の物品名は、「カメラのレンズ部分」のように部品の部分の名称とはせず、部品全体の名称である「カメラ」とします。

コラム

「部品意匠」と「部分意匠」との違いは？

「部品意匠」は完成品などから機構上着脱が可能で独立して取引される「部品」の意匠を対象としており、完成品意匠と同様に保護されます。 例：ペットボトルのキャップの意匠

一方「部分意匠」は「部品」のように機構上着脱が可能か否かを問わずに、デザインの特徴部分を任意に指定して保護対象とするものです。 例：ペットボトルの底部分の意匠



2019年5月以降は、部分意匠出願における願書中の【部分意匠】の記載は不要となりました。ただし、【意匠の説明】の欄で、意匠登録を受けたい部分をどのような方法で特定したか記載する必要があります。

なお、自己が先に出願した意匠の一部を部分意匠として出願する場合は、その先出願意匠の登録意匠公報発行日までに、出願する必要があります。

願書作成例（図面）

【書類名】	意匠登録願
【整理番号】	……
【提出日】	……
【あて先】	特許庁長官 殿
【意匠に係る物品】	カメラ
【……】	……
【……】	……
【提出物件の目録】	
【物件名】	図面 1
【意匠の説明】	… 実線で表した部分が 意匠登録を受けよう とする部分である。

【意匠に係る物品】の欄には、例えば「カメラのレンズ部分」のように物品の部分の名称ではなくあくまで物品全体の名称である「カメラ」と記載します。

【意匠の説明】の欄には、意匠登録を受けたい部分をどのような方法で特定したか説明する必要があります。

願書作成例（写真など）

【書類名】	意匠登録願
【整理番号】	……
【提出日】	……
【あて先】	特許庁長官 殿
【意匠に係る物品】	スコップおもちゃ
【……】	……
【……】	……
【提出物件の目録】	
【物件名】	写真 1
【意匠の説明】	… 緑色に着色した部分 以外の部分が、意匠 登録を受けようとする 部分である。

この例は、取っ手
上部を登録を受け
ようとするもので
す。

【平面図】

【左側面図】

【右側面図】

【正面図】

【底面図】

【斜視図】

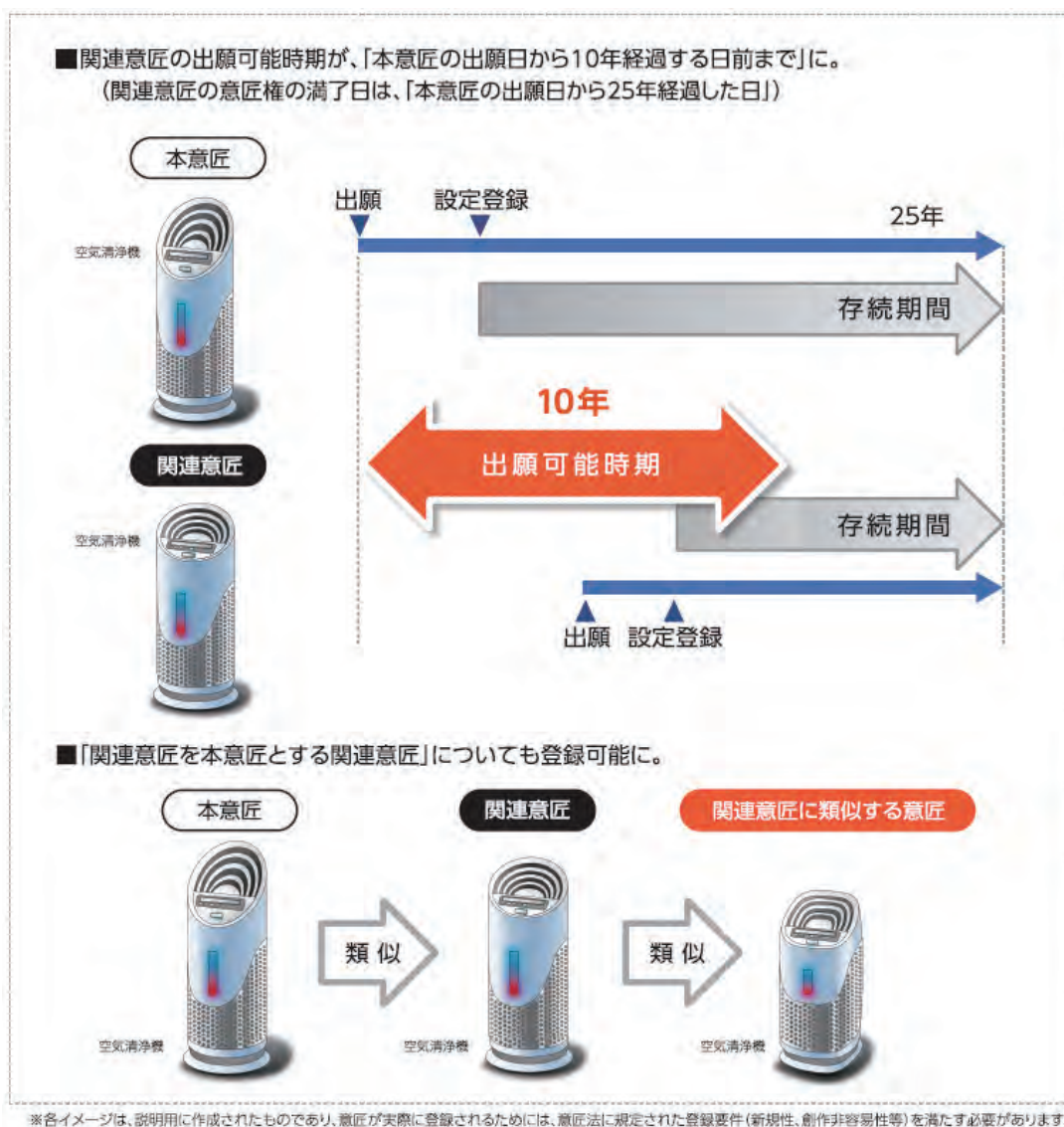
意匠登録1398068号

* 説明上図面は2列で表示していますが、
出願する際には縦1列にしてください

関連意匠とは

商品を販売する場合、採用されたデザインだけが重要なのではなく、それに関連するいくつかのデザインも製品化したり、模倣者の侵害を阻むために権利化が必要なことも多いことでしょう。関連意匠制度とは、本意匠に類似する意匠を登録し、関連意匠に類似する侵害品を追及することが可能となる制度です。

2020年4月以降は、本意匠の出願日から10年以内であれば、当該本意匠に類似する意匠を関連意匠出願することができます。また、関連意匠を本意匠とした（連鎖する段階的な）関連意匠出願もすることができますが、当該本意匠にのみ類似する意匠であり、基礎意匠（最初の本意匠）の出願日から10年以内に行う必要があります。



出典：特許庁「意匠法改正（令和元年改正）パンフレット」より

その他の制度について

1 組物の意匠

例えば、皿、ティーポットやティーカップなどのように同時に使用されるものは統一的なデザインがなされることが多いですが、これらを権利化する場合はそれぞれを出願する以外に、組物の意匠制度を利用すると、「一組の飲食用容器セット」のような物品名で1件の出願で対応することができます。2020年4月からは、43の物品等の組合せが認められています。

組物の意匠登録は、複数の物品等を1件分の費用で行うことができますが、模倣者が類似したティーカップのみを販売した場合は、非類似の物品となり権利侵害とはいえません。権利侵害として対処するためにはそれぞれの物品毎の出願・登録が必要となります。

一組の飲食用容器セット



一組の電気・電子機器セット



一組の飲食用具セット（部分意匠）



出典：特許庁「意匠審査基準」より

2 動き、変化のある意匠

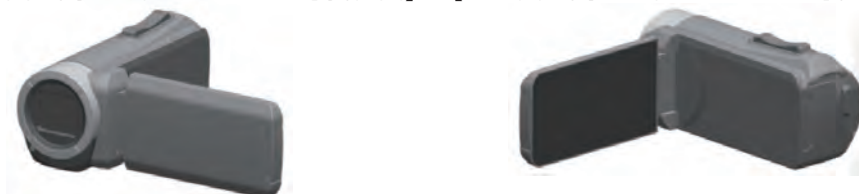
箱の蓋が開いたり、クレーン車がクレーンを持上げたりするように、動き、変化がある意匠も権利化することができます。この場合、出願図面は変化の前後がわかる状態の参考図を用意し、願書の「意匠の説明」にもその旨説明を記載する必要があります。

動きのある意匠の図面記載例

【意匠に係る物品】ビデオカメラ



【表示図を開いた状態を示す参考斜視図】 【表示図を開いた状態を示す参考後方斜視図】



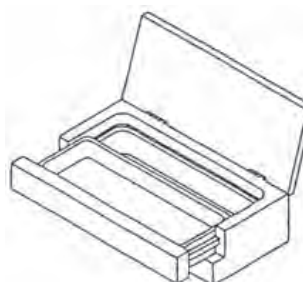
* 説明上図面は横数列で表示していますが
出願する際には縦1列にしてください

意匠登録第 1496276 号

【意匠に係る物品】ライター
【開蓋状態の斜視図】



【意匠に係る物品】宝石箱
【蓋を明け引出を引き出した状態の斜視図】



出典：特許庁編「意匠登録出願の願書及び図面の記載に関するガイドライン」より

3 秘密意匠

出願人の請求により、意匠登録の日から3年を限度に、登録意匠の内容を秘密にしておく制度です。自動車など次の製品戦略が早期に公表されることにより、ライバルに対抗品などを出されないようにするものです。しかし、権利内容を秘密にすることから、秘密の期間は侵害者の過失を問えないという不利益があります。

4 分割・変更出願

・分割出願

2以上の意匠が含まれる出願は拒絶されます。この拒絶を受けたら意匠ごとに出願を分割することができます。

しかし、完成品の意匠出願から部品意匠や部分意匠を抜き出した出願は、2以上の意匠が含まれる出願には当てはまらないため、分割できません。

・変更出願

特許出願、実用新案登録出願から意匠登録出願に変更すること、また、意匠登録出願から特許出願、実用新案登録出願に変更することは可能です。

しかし、特許出願等の図面等に表わされている意匠と、変更出願の意匠と同一であること、あるいは意匠登録出願の中に特許出願等に関する発明がきちんと記載されていることが必要となり、また変更手続期間の制限もあります。

5 画像デザイン

従来、日本の意匠法では、画像デザインは、物品の部分としての画像を含む意匠として保護の対象としていましたが、法改正により、2020年4月以降は、新たに画像を意匠と認め、物品から離れた画像それ自体も保護の対象になりました。

従って、画像デザインの意匠登録には、次の2通りの方法があります。

- (1) 画像意匠（物品から離れた画像自体）として
- (2) 物品又は建築物の部分としての画像を含む意匠として

ただし、以下のいずれかに該当するものが、意匠としての保護の対象となります。

- ①機器（物品又は建築物の機能を発揮できる状態にするため）の操作に用いられるもの（「操作画像」）
- ②機器（物品又は建築物）がその機能を発揮した結果として（その機能を果たすために必要な）表示されるもの（「表示画像」）

①

<操作画像に該当する画像の例>



「商品購入用画像」
（ウェブサイトの画像）

②

<表示画像に該当する画像の例>



「医療用測定結果表示画像」



「時刻表示画像」（壁に投影された画像）

出典：特許庁「意匠審査基準」より

①

＜物品の機能を発揮するための操作画像に該当するものの例＞



【表示部部分拡大図】

表示部	表示部	表示部
表示部	表示部	表示部
表示部	表示部	表示部
表示部	表示部	表示部
表示部	表示部	表示部
表示部	表示部	表示部
表示部	表示部	表示部
表示部	表示部	表示部
表示部	表示部	表示部
表示部	表示部	表示部

【意匠に係る物品】複写機
 【意匠に係る物品の説明】正面図及び表示部部分拡大図に表された画像は、複写のための各種設定を行うものである。
 【意匠の説明】実線で表した部分が意匠登録を受けようとする部分である。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。



【意匠に係る物品】音楽再生機能付き電子計算機
 【意匠に係る物品の説明】正面図に表された画像は、楽曲方法を選択するためのものである。
 【意匠の説明】実線で表した部分が意匠登録を受けようとする部分である。

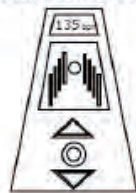
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

②

＜物品の機能にとって必要な表示画像の例＞

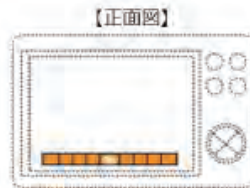


【使用状態を示す参考正面図】



【意匠に係る物品】電子メトロノーム
 【意匠に係る物品の説明】正面図上部の表示部に示された画像でメトロノームとしての機能を発揮する電子メトロノームである。上部の表示窓部には設定されたテンポが表示される。下方のボタンでテンポや表示の変更が可能である。
 【意匠の説明】実線で表した部分が意匠登録を受けようとする部分である。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。



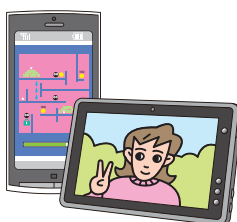
【意匠に係る物品】デジタルカメラ
 【意匠に係る物品の説明】本物品は、カメラの傾きを検知する水準器機能を有するデジタルカメラである。正面図中の表示部に表された図形は、撮影時に水平状態を確認するための水準器表示である。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

前記①及び②のいずれにも該当しない画像、例えば、映画やゲーム等のコンテンツ等については、画像デザインとして保護されません。

・日本の意匠法では保護されない画像デザインの典型例

- ・ゲームや動画コンテンツなどの画像
- ・パソコンなどに表示されるホームページや壁紙の画像



6 建築物の意匠

従来、日本の意匠法における対象物は「物品」（取引される有体物、動産）とされていましたが、法改正により、2020年4月以降は、不動産（建築物）も対象となりました。

建築物の意匠を構成するためには、以下の2つの要件を満たさなければなりません。

- (1) 土地の定着物であること
- (2) 人工構造物であること（土木構造物を含む）

【意匠に係る物品】住宅

【意匠の説明】正面図、背面図、左側面図、右側面図に表された窓はいずれも透明である。右側面図に表された玄関ドアの縦長矩形部は透光性を有する。

【正面図】



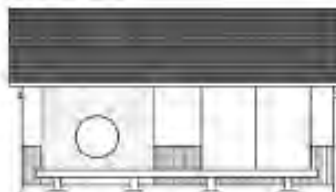
【右側面図】



【背面図】



【左側面図】



出典：特許庁「意匠出願の手引き」より

7 内装の意匠

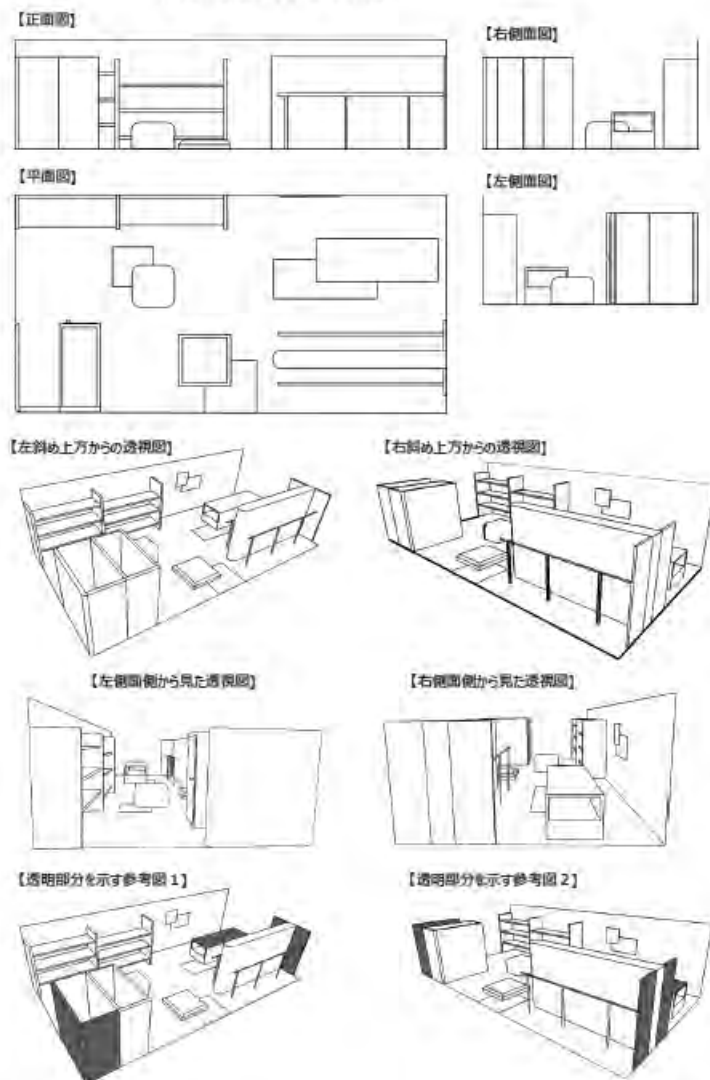
法改正により、2020年4月以降は、以下の要件を満たす内装デザインも意匠法による保護の対象となりました。

- (1) 店舗、事務所その他の施設の内部であること
- (2) 複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること
- (3) 内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

【意匠に係る物品】 アパレル店の内装

【意匠の説明】 透明部分を示す参考図1及び透明部分を示す参考図2において、

薄墨を施した部分は透明である。



出典：特許庁「意匠出願の手引き」より

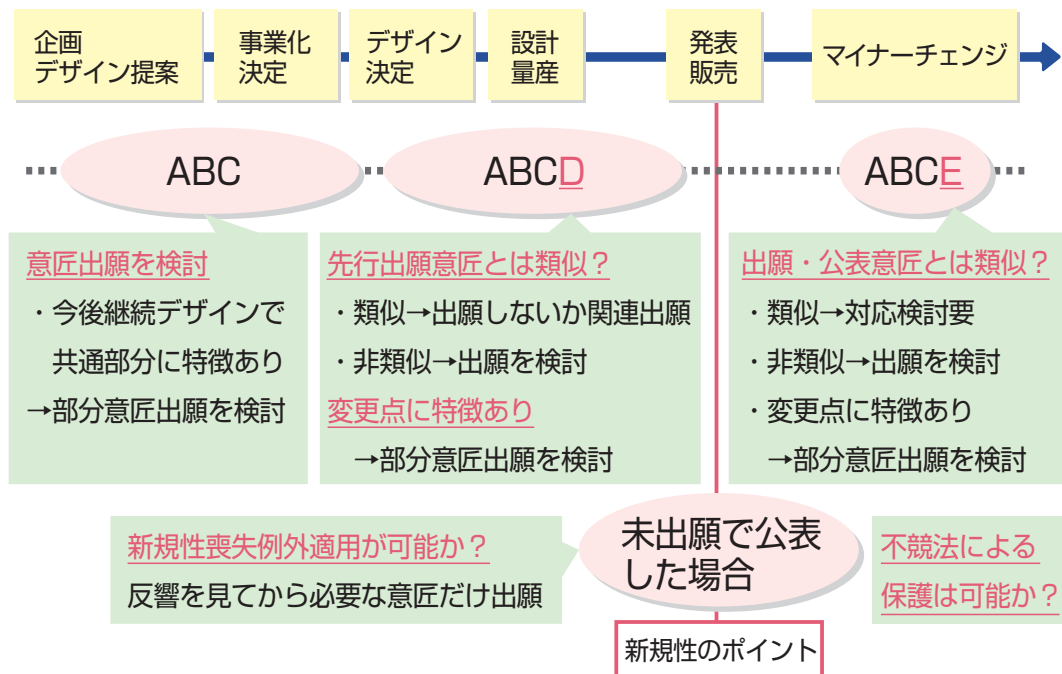
中小企業の意匠出願戦略はどのように行えばいいですか？

1 中小企業の意匠戦略

意匠出願は早ければ早いほど、また複数の出願をした方が有利です。

しかしながら実際的には、最終デザインがおおよそ見えてから、権利化の目的、対象、タイミングや費用対効果を考慮して検討をすることが多いようです。

いろいろな出願戦略の一例として以下が考えられます。



2 社外デザイナーの活用、公的なデザイン支援

社内にデザイン室がある会社や既に懇意にしているデザイン事務所がある会社以外、デザイン開発をするには社外のデザイナーを探すところから始まります。

東京都では、東京都中小企業振興公社のデザイン相談、デザイン導入支援セミナー、東京デザインデータベース、東京都立産業技術研究センターのデザイン相談・実地技術支援などを中小企業のデザイン開発の支援メニューとして用意しています。

また、東京都中小企業振興公社作成の「デザイン活用ガイド」には、社外デザイナーとの契約のサンプルが掲載されています。



相談事例から

商品デザインを請け負っているデザイナーが、ある親しい企業から展示会に出展できる製品デザインを頼まれました。モデル製作まで行いましたが、それまでの費用が支払われないとのことで、今後、このような事態を招かないためにどうすべきかとの相談がありました。相手企業には支払いをするよう、文書でも要求はしているとのことでした。

知財センターの対応

いくら親しい間柄であってもデザイン開発には多くの費用が発生するのですから、デザイン請負契約を結ぶのが基本です。その中に費用の負担と成果（意匠権、著作権など）の帰属と取り扱いを決めるべきであること、費用の支払いにはトラブルが付きものですから、何段階かに分けて支払いをしてもらう方がベターであることを説明しました。

3 優秀意匠の顕彰

意匠権を取得した後、製品やカタログに意匠権の番号を表示したり、顧客先などにアピールすることも大事です。

中でも、優秀なユニークなデザインで売り上げ向上にも多大の寄与をしているものは、発明協会の発明表彰に応募したり、日本デザイン振興会の G マーク取得に挑戦することもできます。製品としては、かなりの売り上げを達成していることが前提となると考えられますが、表彰されると企業としても大きな栄誉となります。

G マーク



商標登録第 4615365 号他

意匠権はどのように活用したらよいですか？

1 意匠権の活用

意匠権は、登録されることにより対象物のデザインが独占できることになります。このことを活用して、自社で優れたデザインを造り込み、事業拡大を目指していくことが意匠権活用の第一の主眼です。

また、意匠は登録により、侵害者に対し侵害を止めさせる権利及び損害賠償を請求する権利が認められます。侵害行為が悪質な場合には、刑事罰（10年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金等）も用意されています。

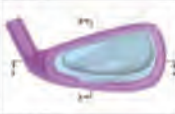
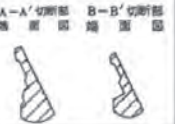
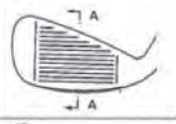
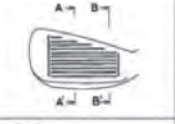
しかし、意匠権と類似物を比較分析し、侵害しているか否か、即ち類似しているか否かを判断するのは非常に難しいです。判断をよりの確に行うためには、意匠に詳しい弁理士に相談（鑑定）することが勧められますが、保有する意匠権と侵害物と思しきものとの比較資料（正面図と正面図の対比など）や、他に登録されている関連する他社の意匠権やカタログなどの公知資料を一覧にした意匠マップを作成することも自らやってみましょう。特徴部分の図面を並べるだけでも判断に役立ちます。

相手が侵害していると確信が持てても、すぐさま裁判に訴えるのではなく、警告状を送った後、話し合いの場を設け、お互い納得できる折り合い点を見つけるようにすべきです。警告等も、経験のある弁理士、弁護士の起用が勧められます。話し合いがこじれそうであれば、日本知的財産仲裁センターに仲裁等を求めることもできます。





■先行意匠リスト

～参考意匠(1)～意匠登録第1150632号				
意匠登録(1)50632号 2011/05/15 登録 2012/02/09 登録	意匠登録722023号の類似2 1994/04/14 登録 1994/02/23 登録	意匠登録846132号 1995/05/15 登録 1995/02/14 登録	意匠登録890359号 1997/03/14 登録 1994/03/14 登録	意匠登録890359号の類似1 1997/03/14 登録 1994/03/14 登録
				
	A-A'切断部端面図 	A-A'切断部端面図 B-B'切断部端面図 		A-A'切断部端面図 
				
				

■自動二輪車事件（スーパーカブ事件）

●事件の概要

本田技研工業は、本件登録意匠に係る自動二輪車「スーパーカブ」を1958年（昭和33年）に発売しました。このタイプの自動二輪車は従来存在しなかったもので、原告製品の発売後他社でも製品化されましたが、被告が1966年（昭和41年）に発売した製品に対して、意匠権侵害を理由として損害賠償金7億6100万円を求め、同額の賠償が認められた事件です。

なお、この事件は東京高裁で和解となりました。

<左側 面図>



▲原告意匠

意匠登録第146113号／意匠に係る物品：自動二輪車／
意匠権者：(株)本田技術研究所／創作者：本田宗一郎

<左側 面図>



▲被告意匠

■自走クレーン事件（平成5年（ワ）第3966号）



原告が意匠権侵害を理由として類似品メーカーを訴えて、4億5千万円の損害賠償が認められました。

ただし、この種の訴訟では売上額の3～5%という認定が多いようですが、自走クレーンは一般消費財よりはデザインが重視されないとして1.5%と認定されています。

出典：産業財産権標準テキスト意匠編第二版（特許庁）

2 意匠権のライセンス

登録意匠権は、他社に実施許諾することができます。これは、この意匠を使いたいと希望する相手があつてのことです。そのような申し出が必ずあるものと先走りしてはいけません。

また、実施許諾の条件は、話し合いによって決めることになります。採算を度外視した条件では、折り合うのは困難でしょう。一般には特許権より高く評価されることは少ないと云われています。

意匠権のライセンスでは、キャラクターやマークのようなデザインに絡んで、著作権（著作者人格権）にも注意を払いましょう。「意匠権は許諾されたが、著作権の扱いが決まらなかったため、製品化が頓挫してしまった」ということも起り得ます。

他の知的財産権との関わりはどうなっていますか？

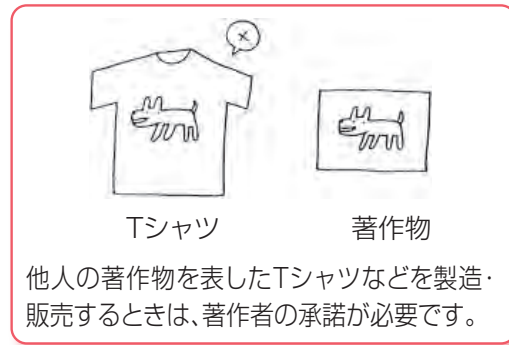
1 意匠権と他の知的財産権の関係

意匠が登録されても、先に出願された特許権・実用新案権に自己の意匠権を実施したものが抵触すれば、その意匠は実施できません。その逆に意匠が先に出願されていれば、意匠権に抵触した形態では後願の特許権は実施できません。

先願の意匠権の類似範囲に、後願の意匠権の類似範囲が抵触する場合は後願の意匠権者はその類似範囲の中では実施することはできません。

意匠には、模様としてキャラクターをプリントしたのも登録できます。そのキャラクターに著作権があればどうでしょう？

法律では、例えばTシャツの意匠権を持っていたとしても先に発生した著作権の対象となる著作物を複製するような場合は、著作権者の承諾を得なければ実施することはできません。



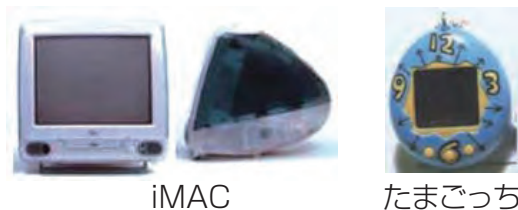
出典：産業財産権標準テキスト意匠編第二版（特許庁）

2 意匠権と不正競争防止法

不正競争防止法は、公正な取引を保ち、取引の秩序を維持するための法律です。商品形態関係では、その発売から3年以内の新製品のデッドコピーが禁じられています。また、周知性のある商品、著名な商品に対しては、その商品形態を模倣することが禁じられることもあります。これらは、意匠権が登録されていなくとも条件が合えば模倣品等を排除することが可能です。

しかし、商品の周知性、著名性を獲得するのは大変です。デッドコピーも特徴のある商品形態であることが認められなければ、コピー品の排除は難しいのです。既に特許庁で意匠の新規性も特徴も認められている意匠権で侵害品を排除する方が容易です。

不正競争防止法で商品形態の模倣品を排除した製品の例



出典：経済産業省「平成17年改正 不正競争防止法の概要」

コラム

意匠権と水際作戦

最近、色々な模倣品がアジア諸国から流れ込んできますが、税関では銃や薬物などと同様に知的財産権侵害品の輸入や輸出も水際で差止めをしています。

税関に知的財産権侵害品の差止めをしてもらうには、前もって申請書を提出しておくことが必要です。税関では短時間に貨物の権利侵害有無の判断をしなければならないため、特許権侵害品は判断が難しいですが、意匠権や商標権侵害品は判断がし易いので水際差止めに向いています。

税関が判断し易いように、権利内容や真偽判定のポイントなどを簡潔にまとめて提出しておくことをお勧めします。



外国侵害調査費用助成事業

知財センターでは、外国での模倣品被害や水際対策にかかる費用の助成を行っています。助成率 1/2 以内で限度額 200 万円です。詳しくは知財センターのホームページをご覧ください。(https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/)

コラム

他社から警告を受けたら

他社から、意匠権に基づく警告を受けたらどうすれば良いでしょう？

まず、慌てないことです。相手方の意匠権と当方の商品を見比べて、侵害の危険度がどの程度あるか一次的に判断して下さい。権利者がかなり無茶な解釈をしていることもあります。また、その意匠権の権利状況も確認しましょう。登録料を納めず、権利消滅しているケースも数多くあります。

侵害か否かの判断は難しいので意匠に詳しい弁理士に相談することをお勧めします。その時も意匠マップがあると役立ちます。侵害であることが免れそうになれば、その製品を止めるか、侵害しないように形状変更するか、ライセンスしてもらうか、いずれかの対応になります。

相談事例から

携帯ゲーム機を販売しているC社が、ライバル会社から「登録意匠と類似しているのではないかとされた」とのことで相談に来ました。

知財センターの対応

ライバル会社は、その意匠権とは別の意匠権を持っていることが判りました。相談者の製品は、その2つの意匠権とそれぞれ離れているように観察されるので、どちらの意匠権からも非類似と判断される可能性が大きい旨説明し、安全のため弁理士の見解を求めるよう勧めました。

また、新しい自社製品は意匠出願をして登録することにより、ライバルからの攻撃に対する防御にも役立つことを説明しました。

外国で意匠権を取るにはどうしたらいいですか？

1 外国意匠の取得方法

特許権もそうですが、意匠権も権利は各国ごとに有効です。

海外でも事業を興す場合、海外に輸出して販売する場合、外国意匠権の取得も検討対象になります。

各国に個別に出願をする直接出願と、意匠ハーグ協定や欧州共同体意匠のような国際出願などを利用する方法とがあります。国際出願を利用すると、特許の PCT や商標のマドプロのように、各国ごとの出願手続きが不要となりますので手続きの簡素化や費用の削減ができます。

外国意匠出願関係に精通している弁理士と相談し、見積もりを取るようにしてください。優先権主張期間は特許のように 1 年ではなく 6 か月と短いので注意してください。





2 各国の意匠制度概要

意匠制度は各国で違いがあります。実体審査を行わない国や特許法で保護をする国も多くあります。また保護されるデザインも、日本や多くの国では工業製品のデザインであるのに対して、欧州などでは工業製品に限らずマーケティング・ツールとして市場商品のデザインも幅広く保護しています。

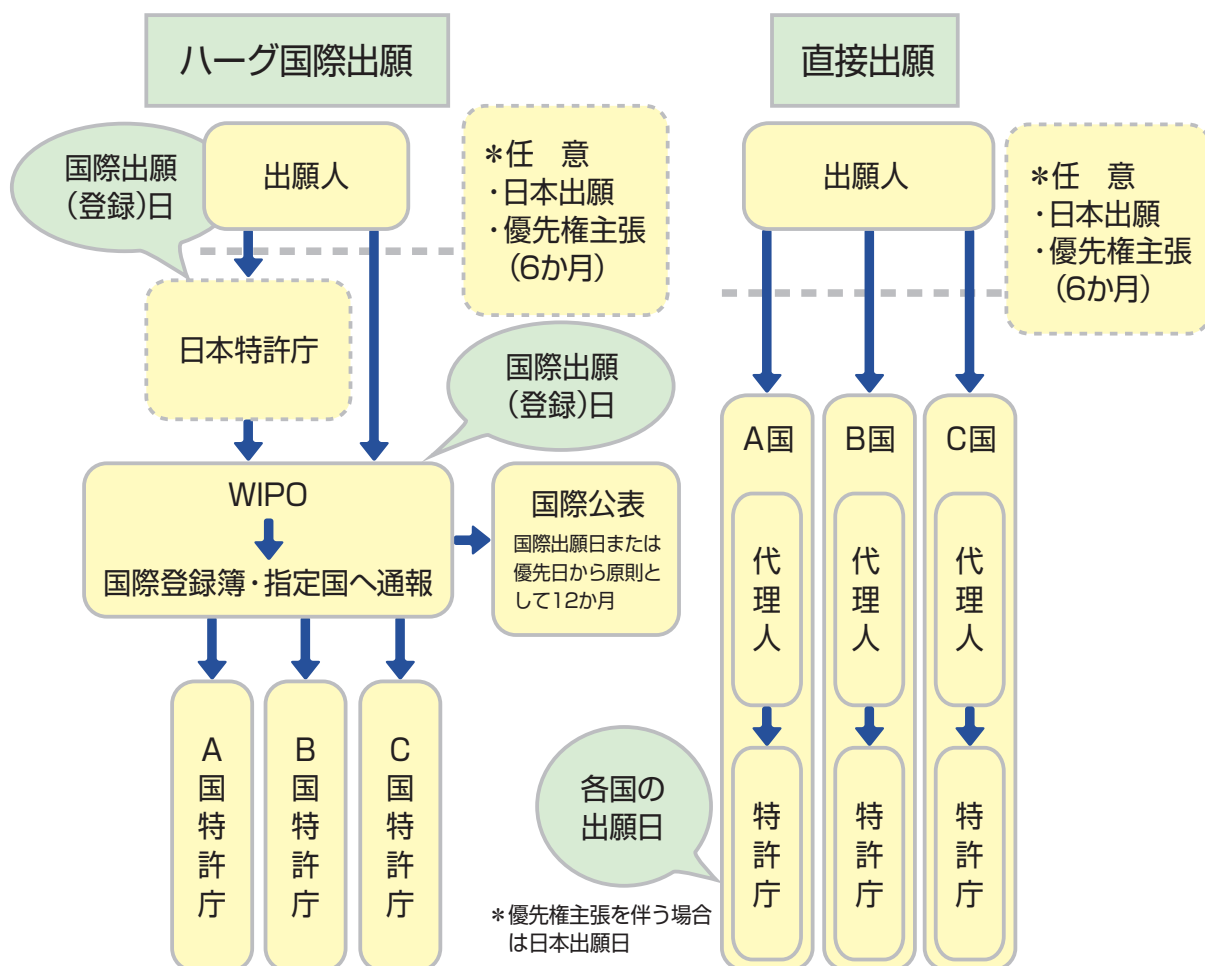
	権利期間	実体審査の有無 (○有 ×無)	その他
日 本	出願日から 25 年	○	
中 国	出願日から 15 年	× 無効審判時には審査	特許法で運用
韓 国	出願日から 25 年	△ 一部物品は無審査	
台 湾	出願日から 15 年	○	特許法で運用
香 港	出願日から 25 年	×	
ベトナム	出願日から 15 年	○	
欧州共同体意匠	出願日から 25 年	×	広範なデザイン保護
イギリス	出願日から 25 年	×	広範なデザイン保護
ドイツ	出願日から 25 年	×	広範なデザイン保護
フランス	出願日から 25 年	×	広範なデザイン保護
アメリカ	登録日から 15 年	○	特許法で運用

3 意匠ハーグ協定

意匠ハーグ協定を利用すると、特許の PCT や商標のマドプロのように各国ごとの出願手続きが不要となりますので手続きの簡素化や費用の削減ができます。

意匠ハーグ協定は国際段階における手続きの統一に関するもので、各国において登録を認めるか否かは各国の法制度や審査によって判断されます。各国審査段階において図面補正や拒絶理由などが無いように、各国の法制度や審査運用なども充分検討をしてから、国際出願の指定国選定や出願書類作成をしましょう。特徴は以下のとおりです。

- ・ 日本特許庁又は WIPO（世界知的所有権機関、スイス・ジュネーブ）に国際出願をすれば各国ごとの出願手続きが不要
 - ・ 1 通の願書で 100 件の意匠まで出願が可能（同一ロカルノ分類内の物品）
 - ・ 出願日又は優先日から原則として 12 か月後に国際公表
 - ・ 公表繰延べ（秘密意匠）を利用することで最大 30 か月まで国際公表を延期可能
 - ・ 各国は加盟時に条項の不適用や適用条件などの留保宣言をしている場合があるので、指定国選定の際には確認が必要
- 例えば、公表繰延べの不適用や非公表期間の条件を宣言している国が指定国に含まれていると、公表繰延べを要求しても不適用または最短の非公表期間で国際公表されてしまう
- ・ 各国の拒絶理由や引例などが WIPO 国際登録簿で閲覧可能となるので、その審査結果を根拠に他国において拒絶や無効とされる可能性がある



4 欧州共同体意匠

欧州連合（EU）が制定した欧州共同体域内の意匠登録制度で、欧州連合知的財産庁（EUIPO（旧 OHIM）スペイン・アリカンテ）が運用しています。日本など EU 非加盟国でも利用することができます。特徴は以下です。

- ・ 1 通の出願で EU 加盟国を一括保護ができ、登録の更新や名義変更なども出願と同じく EUIPO に手続きをすればいい
- ・ 1 通の願書で 99 件の意匠まで出願が可能で、料金も件数割引がある（同一口カルノ分類内の物品）
- ・ 公告繰り延べ（秘密意匠）を利用することで最大 30 か月まで公告を延期可能
- ・ 展示会などで公表したデザインであっても、グレースピリオド（公表から出願までの猶予期間）を利用して権利化が可能（出願日又は優先日から 12 か月以内の公表）
- ・ 物品性が要求されず、「製品」に関する意匠であれば原則保護されることから、図案化した商標や著作物の補助的な保護としても利用が可能
- ・ 1 件の出願で同様の形態からなるすべての物品で保護可能
- ・ 工業製品に限らずマーケティング・ツールとしての市場商品のデザイン、例えば、手工芸品の外観、装飾、手ざわり、パッケージ、ロゴ、アイコン、スクリーン、グラフィックシンボル、タイプフェイス、キャラクターなど広範なデザインを保護
- ・ 非登録共同体意匠が併存

共同体域内で世界初かつ当業者が利用できる
ように意匠の公表をすれば、出願をしなくても
3年間自動的に保護される



知的財産関連機関リスト

名 称	TEL/ ホームページアドレス	紹 介
特許庁	03-3581-1101 https://www.jpo.go.jp/	特許等産業財産権の出願窓口。特許庁のホームページから特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の利用が可能
独立行政法人 工業所有権情報・研修館 (INPIT)	03-3501-5765 https://www.inpit.go.jp/	特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の提供、産業財産権の相談事業等を実施
一般財団法人 日本特許情報機構 (JAPIO) (2022年7月に一般社団法人日本デザイン保護協会と合併)	意匠サービス窓口 03-3615-5530 https://japio.or.jp/service/serviceD1.html	意匠権調査、専門誌の発行、デザイン保護・利用に関する助言・相談等意匠に関するサービスの提供を行っている
公益財団法人 日本デザイン振興会 (JDP)	03-6743-3772 https://www.jidp.or.jp/	総合的デザイン振興機関でグッドデザイン賞の運営を行っている
日本知的財産仲裁センター	03-3500-3793 https://www.ip-adr.gr.jp/	日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で設立した知的財産の紛争処理等を行う ADR (裁判外の紛争解決手段) 機関。知的財産に関する紛争の解決のための相談、調停、仲裁等を実施
日本弁理士会	03-3581-1211 https://www.jpaa.or.jp/	知的財産制度の普及と啓発のために、全国各地でセミナー及び無料相談会を開催するとともに、出願援助等の支援サービスを提供、弁理士の紹介も実施
日本弁護士連合会	03-3580-9841 https://www.nichibenren.or.jp/	全国の法律相談窓口や弁護士の紹介等を実施
一般社団法人 発明推進協会	03-3502-5422 https://www.jiii.or.jp/	知的財産権に関する相談、セミナー、調査研究等を実施
公益社団法人発明協会	03-3502-5421 https://koueki.jiii.or.jp/	全国発明表彰、地方発明表彰等の発明奨励事業等を実施
一般社団法人 日本知的財産協会	03-5205-3321 https://www.jpia.or.jp/	日本の主だった企業の知的財産部門などが組織する団体であり、産業界を代表して知的財産制度に対する提言等を行っている
経済産業省 (経済産業省知的財産政策室公式アカウント)	03-3501-3752 https://www.meti.go.jp/ https://www.instagram.com/meti_chizai_official/	経済産業省の中で知的財産政策、営業秘密対策を担当
公益財団法人 日本関税協会 知的財産情報センター (CIPIC)	03-6326-1660 https://www.kanzei.or.jp/cipic/	税関における知的財産権侵害品の取締りに関する助言、相談、広報を行っている機関
日本貿易振興機構(JETRO)	03-3582-5511 https://www.jetro.go.jp/	企業の海外展開支援として貿易投資相談、国内外出展支援、海外における知的財産権の保護支援、海外ビジネス情報等を提供
一般社団法人 日本商品化権協会	03-5385-7324 https://jamra.org/	キャラクターパワーを最大にした団体と個人を表彰する「日本商品化権大賞」、および偽キャラクターグッズなどの販売に対する排除と啓発を実施
公益社団法人 日本グラフィックデザイナー協会(JAGDA)	03-5770-7509 https://www.jagda.or.jp/	日本で唯一のグラフィックデザイナーの全国組織。デザインの権利保護からデザインによる地域振興まで多岐にわたる活動を全国的に展開
一般社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS)	03-5976-5175 https://www2.accssjp.or.jp/	デジタル著作物の権利保護や著作権に関する啓発・普及、法の整備と権利行使、技術的保護手段の普及活動を行い、文化の発展に寄与することを目的に活動
地方独立行政法人 東京都立産業技術研究センター	03-5530-2111 https://www.iri-tokyo.jp/	都内中小企業に対する技術相談や製品の性能評価や材料の分析などの依頼試験、機器利用、企業や大学と共同研究等を実施
公益財団法人 東京都中小企業振興公社	03-3251-7881 https://www.tokyo-kosha.or.jp/	都内中小企業に対する経営相談、創業支援、新製品開発等に対する助成金、国内外の販路開拓支援、知的財産活用支援、取引情報の提供等を実施

東京都知的財産総合センターの事業内容

主な事業のご案内 (2023年4月時点)

知的財産相談

- 専門知識と経験を有するアドバイザーが国内外の特許・実用新案・意匠・商標・著作権・ノウハウ・技術契約・知財調査等に関する相談に無料で応じます。平日午後は、弁理士・弁護士が常駐しており必要に応じて同席してアドバイスをを行います。
- 海外知財専門相談窓口を設け、海外知財に精通した弁理士・弁護士や中国、韓国、タイ、アメリカの提携特許法律事務所などと連携し、現地事情を踏まえた知財相談にも無料で応じます。

知財セミナー・シンポジウム

- シンポジウム・セミナーの開催
中小企業の経営者、実務担当者など向けにセミナーとシンポジウムを開催します。
- マニュアルの提供
特許／商標／意匠／著作権／ノウハウ管理／知財戦略／技術契約／技術流出防止／海外知的財産等の各種マニュアルを発行しています。

外国知財支援等助成

- 外国への(特許・実用新案・意匠・商標)出願費用助成
優れた技術を有し、かつ、それらを海外において広く活用しようとする中小企業に対し、外国への(特許・実用新案・意匠・商標)出願等に要する費用の一部を助成します。
- 外国著作権登録費用助成
優れた商品やサービスにおける著作物を有する中小企業者等の外国著作権登録を支援します。
- 外国侵害調査費用助成
外国における自社製品・技術の模倣又は権利侵害等について、中小企業者等が行う対策を支援します。
- 特許調査費用助成
優れた技術・製品を保有する中小企業者等が民間調査会社に依頼する他社特許調査等を支援します。
- 海外商標対策支援助成
海外進出予定国における類似商標等が障害になっている中小企業者等に対し、この商標の取消や無効化を支援します。
- グローバルニッチトップ助成
世界規模での事業展開が期待できる技術や製品を有する中小企業者等の知的財産権の取得等を支援します。

知的財産戦略導入支援

- ニッチトップ育成支援
知的財産戦略の導入による経営基盤強化を図る企業を対象に、アドバイザーが最大3年間にわたり継続的相談・助言等を行い、知財戦略の構築や知財管理体制の整備など、実践的支援を行います。
- AI×データ知財取得支援
AI技術に精通した弁理士及びアドバイザーが、AIやデータ(ビッグデータ等)を駆使したDX実現のためのIoT関連特許などの取得を支援します。
- 知的財産交流・研究会
中小企業の経営者や知財担当者が集まり、知的財産に関する情報交換・討議等を通じ、交流・研究を行う会です。アドバイザーが活動を支援します。
- 知的財産人材育成スクール(有料)
知財戦略の策定及び実行に必要な知的財産の体系的な知識の習得に関する支援を実施します。

知的財産活用製品化支援

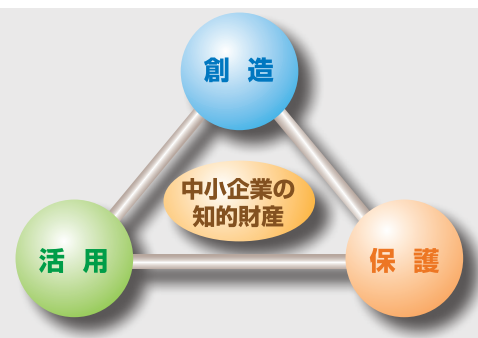
- 製品化コーディネーターが新製品開発等の課題を抱える中小企業と技術シーズを保有する大企業、大学、試験研究機関とのマッチングを行い、その後の製品化まで支援します。また、マッチング後の開発段階における技術支援と共に開発経費の一部を助成します。

スタートアップ知的財産支援

- 高い技術力を持ちながら、知的財産の活用課題を抱えるスタートアップに対して、ビジネス戦略・知財戦略の策定から技術実験・検証、知的財産権取得までを3年間にわたり支援します。

重要な技術に関する知的財産保護事業

- 専門知識と経験を有するアドバイザーが、重要な技術の流出防止を図るための知的財産保護に関するご相談や、特許出願以外の権利保護方法等に関するご相談に無料で応じます。



相談の流れ

まずはご予約を！

当センターにて相談

アドバイザーがサポート

弁理士・弁護士

相談のポイント

相談は無料です。
相談内容の秘密は厳守します。
事前に必ずご予約ください。
相談時間は1回、1時間です。

ご相談の際は、相談案件の内容がわかるような資料等をできるだけご持参下さい。

アドバイザーが中小企業の皆さまの抱える問題点を整理し、実践的なアドバイスをします。

必要があれば、弁理士、弁護士が相談に加わり、専門的なアドバイスをします。その場合もアドバイザーが同席し、相談が円滑に進められるようフォローします。

※詳しくは東京都知的財産総合センターのホームページをご覧ください。
<https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai>

お問合せ先

東京都知的財産総合センター

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai>

〒110-0016

東京都台東区台東 1-3-5 反町商事ビル1F

TEL : 03-3832-3656

Email : chizai@tokyo-kosha.or.jp

交通アクセス

- JR「秋葉原駅」昭和通り口徒歩10分
- 東京メトロ日比谷線「秋葉原駅」昭和通り口 徒歩10分
- つくばエクスプレス(TX)「秋葉原駅」A3出口 徒歩10分



城東支援室

〒125-0041

東京都葛飾区東金町 1-23-2 澁澤金町ビル2F

TEL : 03-5648-6609

交通アクセス

- JR常磐線「金町駅」徒歩1分
- 京成金町線「京成金町駅」徒歩3分



城南支援室

城南地域中小企業振興センター内

〒144-0035

東京都大田区南蒲田 1-20-20

TEL : 03-3737-1435

交通アクセス

- 京浜急行「京急蒲田駅」徒歩5分
- JR・東急線「蒲田駅」徒歩13分



多摩支援室

産業サポートスクエア・TAMA内

〒196-0033

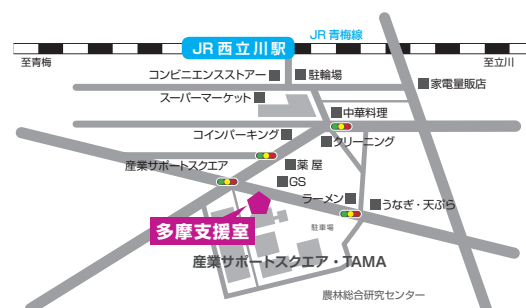
東京都昭島市東町 3-6-1

(中小企業振興公社多摩支社2階)

TEL : 042-500-1322

交通アクセス

- JR青梅線「西立川駅」徒歩7分



中小企業経営者のための意匠マニュアル (第12版) 2024年8月発行

編集・発行 東京都知的財産総合センター 〒110-0016 東京都台東区台東1-3-5 反町商事ビル1F
Tel.03-3832-3656

©東京都知的財産総合センター 2024 Printed in Japan

本マニュアルの内容は著作権法により保護されていますので、全部又は一部の無断複写、複製及び転載を禁じます。

※東京都知的財産総合センターは、東京都が設立し(公財)東京都中小企業振興公社が運営している機関です。



公益財団法人 東京都中小企業振興公社

眠っているあなたの宝物、「カタチ」にしませんか？

東京都知的財産総合センター

〒110-0016 東京都台東区台東 1-3-5 反町商事ビル1F
Tel.03-3832-3656

URL:<https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai> E-mail:chizai@tokyo-kosha.or.jp



GREEN PRINTING JPPI
P-B10214
この印刷製品は、環境に配慮した
原料と工場で製造されています。

